

# 令和6年刈谷桜まつり 出店者募集要項

## 1 開催概要

- (1) 期 間 令和6年3月23日(土)～令和6年4月4日(木)まで【13日間】  
午前10時～午後9時まで
- (2) 主 催 刈谷市観光協会
- (3) 場 所 亀城公園(体育館南側、公園内園路、駐車場)  
洲原公園(公園内園路、遊具広場前園路、駐車場)

## 2 出店概要

### (1) 出店内容

- ① 飲食物の販売
- ② 飲食物以外の物品の販売
- ③ 移動販売車による飲食物等の販売
- ④ 店舗等のPR(パンフレット、チラシ、商品展示)
- ⑤ 縁日

### (2) 出店条件

申し込み時点で、以下の条件を満たしていること

※出店申込書及び(5)添付書類に事実と異なる場合や不備がある場合等は、刈谷桜まつり事務局及び刈谷市商店街連盟で審査し、出店をお断りする場合があります。

- ① 刈谷市商店街連盟加盟店かつ刈谷市観光協会会員であること
- ② 申込時に、刈谷市商店街連盟(露店営業研究会)の公式LINEアカウントを友達登録すること  
※出店に関する連絡手段として使用するため
- ③ 販売品目等は、原則として、市内実店舗または事業所の事業内容に類するものであること(縁日出店の場合は、実店舗または事業所の事業内容に関わらず出店可能とする)
- ④ 飲食物の販売の場合は、市内に実店舗または事業所を有し、当該店舗で食品営業許可を受けていること  
※食品営業許可申請中(開店準備中等)は、出店できません。
- ⑤ 飲食物の販売品目は、衣浦東部保健所で食品営業を受けられる露店品目に限ること
- ⑥ 縁日出店は、子どもが遊べるもの(風船釣り、スーパーボール、お面等)

**※射的、輪投げは無料の場合のみ可**

お菓子・ジュース販売（※ペットボトル、缶のみ）

- ⑦ 移動販売車による販売は、④に加え、過去1年間で市内での販売実績を有すること
- ⑧ 販売行為を行ったことに起因して生じた損害を賠償するための保険に加入していること
- ⑨ 開催期間中13日間午前10時から午後9時まで営業すること
- ⑩ **暴力団及びその関係団体との関係を有しないこと**

**※刈谷警察署に出店者名簿を提出し、照会をかける場合がありますので、予め了承ください。**

(3) 募集区分及び出店料

	テントブース出店（縁日含む）	移動販売車
出店料 (13日間合計)	1ブース 41,000円 (出店ブース料 39,000円、 事務手数料 2,000円)	1小間 41,000円 (出店ブース料 39,000円、 事務手数料 2,000円)
設営・ゴミ処理 等諸経費	約100,000円 (テントブース設営費、共有 スペースの机・イス・ゴミ箱 等設置費、ごみ処理費等)	約80,000円 (共有スペースの机・イス・ゴミ 箱等設置費、ごみ処理費等)
ブース（小間） の大きさ	間口3.6m×奥行3.6m×高 さ1.85m～2.8m	間口5.4m×奥行3.6mの車両設 置場所（車両外での調理は不可）
ブース設営者	刈谷市商店街連盟	出店者
主催者準備品	電源（100V・500W）※備考	電源（100V・500W）※備考
刈谷市商店街 連盟準備品	テント、横シート幕三方、ブ ース看板、ゴミ回収・処理	ブース看板、ゴミ回収・処理
オプション備品	刈谷市商店街連盟へ各出店者よりお問合せください。 (後日、会場設営業者より申込者へ直接請求します。)	

備考	<p>・ <u>同一経営者の店舗、または、同系列店舗でのテントブース出店数は、2店舗までとします。同一経営者の店舗、または、同系列キッチンカーの出店は、1ヶ所1台とします。</u></p> <p>・ 電源は、主催者で一括管理を行う。(自社所有の発電機の持ち込みは禁止)</p>
----	--

#### (4) 申込方法

「令和6年刈谷桜まつり出店申込書」に必要事項を記入し、(5)の添付書類とともに刈谷あきんどぷら座へ直接提出してください。

※同一経営者の店舗、または、同系列店舗で複数のブースを申込む場合は、ブース毎に申込書を提出してください。なお、この場合、(5)の添付書類は1部ずつの提出で構いません。

#### ※申込み後の募集区分の変更は不可

※申込み後に出店品目を変更する場合は、出店者説明会終了時までには必ず刈谷市商店街連盟事務局へ連絡してください。

※「令和6年刈谷桜まつり出店申込書」は、刈谷市商店街連盟ホームページからダウンロードしてください。(刈谷あきんどぷら座にも用意しています。)

※出店ブース数は、申込みの数に応じて調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。

#### (5) 添付書類

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>「食品営業許可証」の写し</u></li> <li>・ 市内実店舗の<u>「食品営業許可証」</u>の写し</li> <li>・ <u>「保険証券」の写し</u> (前述2 (2) 出店条件に記載の保険)</li> <li>・ <u>販売車の「車検証」の写し</u> (移動販売車の方のみ)</li> <li>・ <u>誓約書</u></li> </ul>
--

※上記の営業許可申請等に係る費用は出店者負担となります。

※調理する品目が多数の場合、当協会から保健所へ確認し、品目を削減していただく場合があります。品目についてご不明な点等は、事前に保健所に相談の上、申込みしてください。

※新規に食品営業許可証を取得し、申込期限までに提出できない場合は、出店者説明会終了後までに、刈谷市商店街連盟事務局まで提出してください (FAX又は郵送可)。提出のない事業者は、出店をお断りする場合があります。

※食品営業許可証の営業所の名称等が出店者と異なる場合は、出店をお断りする場合があります。

※申込期限までに保険証券の写しが用意できない場合は、保険申込書の写しでも可としますが、この場合、後日、保険証券の写しを別途ご提出いただきます。

(6) 申込期限

**令和5年12月25日(月) 16時必着**

### 3 出店者の決定

刈谷市商店街連盟事務局で書類審査のうえ決定します。結果は、12月27日(水)以降にLINEにて申込者全員に通知します。なお、出店可となった方には、合わせて出店料支払いのご案内もいたしますので、必ず期限内にお支払いいただきますようお願いいたします。期限内にお支払いいただけない場合は、出店できません。

※出店料についての詳細は「8 出店料の取扱いについて」を参照してください。

**※出店場所については、刈谷市商店街連盟事務局にて公正に決定しますので、一任いただきますようお願いいたします。**

### 4 出店者説明会

出店者説明会には必ず現場責任者のご出席をお願いいたします。出席いただけない場合は、出店をお断りします。時間厳守でお願いいたします。

(1) 日 時 **令和6年3月6日(水) 14時00分から**

(2) 場 所 産業振興センター 306会議室

(3) その他

**食品を扱う方** 保健所から食品営業についての説明及び質疑応答がありますので、ご不明な点等は必ずご確認ください。

**火気を扱う方** 衣浦東部広域連合消防局から火気取扱いについての説明及び質疑応答がありますので、ご不明な点等は必ずご確認ください。

### 5 連絡網について

開催前の連絡事項や、開催期間中のトラブルの際の連絡網は下記のとおりです。



## 6 出店に関する注意事項

- (1) 当日は、必ず主催者係員の指示に従い、出店申込書に記載の現場担当者を1名以上会場内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。
- (2) 展示、販売及びPRは出店場所内のみで行い、他の園内施設での広告、宣伝、販売などの行為は行えません。
- (3) 火気の使用については、別紙「火気取扱い注意事項」を厳守してください。違反することがあれば、ただちに撤収していただきます。
- (4) 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないように、出店者により必ず各ブース下（売り場含む）にビニールシートを2重で敷いてください。万一汚した場合は、出店者で清掃するなど対応をお願いいたします。なお、ビニールシート等が敷かれていない場合や、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求させていただきます。
- (5) 調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられていますので、必ず用意してください。
- (6) 市内店舗のPRを目的としていますので、店舗名を記載した看板を商品看板やのぼり等で隠したりしないでください。
- (7) 申請書類に虚偽の内容が含まれていた場合は、出店をお断りします。
- (8) 当日開催前に事務局が、各ブースの巡回を行います。申込品目以外のものの販売、使用禁止の機械等を使用していた場合は、販売を中止していただきます。
- (9) 割り当てられた小間の一部又は全部を譲渡又は貸与していることが発覚した場合は、ただちに撤収していただきます。
- (10) 公序良俗に反するもの並びに射幸心を煽るもの及び「くじ」の類は全面禁止しています。これらを行っていた場合は、ただちに撤収していただきます。  
縁日出店において有料での射的、輪投げの開催はできません。（風営法5号許可）  
※禁止事例 ・ 1等、2等などがあり、何がもらえるかはっきりしない。  
・ サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。  
・ 料金を払い、好きな番号を言ってその中にある商品をもらうなど。
- (11) 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で発生したゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあった場合は、処理費を請求させていただきます。
- (12) 出店にかかる盗難・紛失については、刈谷市観光協会及び刈谷桜まつり事務局は一切責任を負いませんので、夜間も含め出店者の商品、備品、貴重品等は出店者の責任で管理してください。
- (13) 出店者の故意・過失により事故・トラブル等があった場合は、出店者の責任にお

いて対処してください。

(14)・営業終了は午後9時00分、撤退完了は午後9時30分までにお願いします。

時間厳守にご協力をお願いします。※最終日（4月4日（木））を除く

（刈谷市商店街連盟事務局にて電源を一括管理します）

(15) 出店申込後に、「2 出店概要（2）の③」に該当すると判明した場合、ただちに  
出店を取り消します。

(16) 各店舗で使用できる電力量は、出店者説明会でお知らせします。公園内で使用で  
きる総電力量が決まっているため、出店者の総数によって決定します。

現時点で各店舗で使用できる電力量は、500wです。

## 7 出店料の取扱いについて

出店料については原則返金しませんが、出店料徴収後から開催前日までに、災害等の  
ため主催者が中止を決定した場合は、中止決定以降のブース出店料を日割り換算して  
返金させていただきます。

(1) 出店料の支払

出店料 41,000円（出店料 3,000円×13日間＝39,000円、事務手数料 2,000  
円）について、出店者説明会にてお支払ください。なお、お釣りのない様にご  
準備をお願いします。

**※出店者説明会にてお支払いいただけない場合は、出店できません。**

(2) その他

本要項とは別に、出店者説明会の案内はいたしません。

出品品目の変更は、上記4出店者説明会終了後まで可能です。それ以降の変更は  
できませんのでご注意ください。

## 8 出店におけるペナルティ

本要項記載のルール遵守の徹底のため、刈谷市商店街連盟にて、チェックシートを用  
いてチェックを実施します。その結果、違反事項がある場合、後日、刈谷市商店街連盟  
等で募集要項等に基づき審査を行い、減点または注意を課します。

### ペナルティ

刈谷市観光協会主催の催事(刈谷桜まつり、刈谷わんさか祭り及び刈谷アニメ  
collection)でチェックを実施し、減点が累積2回となった場合は、刈谷市観光協  
会主催の催事への出店を1年間禁止します。また、注意が累積3回となった場合は、  
減点1とします。

なお、ペナルティは減点・注意に関わらず、それぞれ指摘を受けた時から、3年  
経過後に消滅するものとします。

## 9 出店時について

食品を販売する事業者は、出店当日「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、申請書の控（出店許可品目のわかるもの）を店舗内に携帯して営業してください。

## 10 荷物等の搬入・搬出について

・搬入・搬出用車両は、指定の駐車場に駐車し、次の時間帯は、路上及び公園内に車両を乗り入れないでください。また指定場所以外の駐車はできません。

乗り入れ禁止時間帯：午前9時～午後9時

※指定された日（土日）におけるポンプ場北側スペースへの一時駐車を除く

- ・芝生内は、終日車両乗り入れは、不可となります。
- ・指定の駐車場への駐車は、1店舗1台までとしてください。
- ・搬入車の駐車場と混雑時の搬入についての詳細は、出店者説明会にてお伝えします。
- ・会場内外の既存施設を損傷した場合は、出店者の責任で原状回復してもらいます。

## 11 申込先・連絡先

刈谷市商店街連盟事務局（刈谷あきんどぶら座）

〒448-0844 刈谷市広小路5丁目46番地

電話 0566-25-3015

FAX 0566-25-3035

■定休日 土・日・祝日      ■営業時間 午前9時30分～午後4時00分